

# 消 防 計 画

## 第1章 総 則

### ( 目 的 )

第1条 この計画は消防法8条第1項に基づき における  
防火管理業務について必要な事項を定めて、火災、震災、その他の災害の予防および人命の  
安全確保ならびに被害の極限防止を図ることを目的とする。

### ( 適用範囲 )

第2条 この計画は、 に勤務し、または出入りするすべての者に  
適用するものとする。

### ( 防火管理者の権限と業務 )

第3条 防火管理者は、 とし、この計画についての一切の権限を有する  
とともに次の業務を行う。

- (1) 消防計画の作成、変更及び提出
- (2) 消火、通報および避難誘導の訓練の計画の実施ならびに消火機関への報告
- (3) 消防用設備等の点検、整備の実施および監督ならびに消防機関への報告
- (4) 建築物、火気使用設備器具、その他火災予防上留意しなければならない施設等の検査の  
実施および監督
- (5) 火気の使用または取扱いに関する指導監督
- (6) 消防用設備等の設置位置および発災時の避難経路を明示した図面の作成および周知徹底
- (7) 自衛消防隊の編成および任務分担の周知徹底
- (8) 法令に基づく関係機関に対する報告および届出等
- (9) 管理権原者に対する助言および報告ならびにその他の防火管理上必要な業務

### ( 消防機関への報告及び連絡 )

第4条 火災予防および地震時の出火防止を図るため、防火管理者のもとに火元責任者を別表1の  
ように定め任務分担を指定する。

- (2) 建築物および諸設備の設置または変更の事前連絡ならびに法令に基づく諸手続
- (3) 消防用設備等の点検結果の報告
- (4) 自衛消防訓練時における事前通報および指導の要請
- (5) その他防火管理について必要な事項

## 第2章 予防管理対策

### ( 予防管理組織 )

第5条 日常の火災予防および地震時の出火防止を図るため、防火管理者のもとに火元責任者な  
らびに建物、火気使用器具等および消防用設備等の点検検査を行う自主点検検査員を別表1

のとおり指定する。

( 火元責任者の業務 )

第6条 火元責任者は、次の業務を行うものとする。

- (1) 担当区域内の建物、火気使用設備器具および電気設備等の日常の維持管理
- (2) 担当区域内の消防用設備等の維持管理
- (3) 地震時における火気使用設備器具の出火防止措置
- (4) 防火管理者の補佐

( 自主点検検査員の業務 )

第7条 自主点検について、検査員は次の業務を行うものとする。

- (1) 自主点検は、消防用設備等について別に定める点検票にもとづき点検を実施し、その結果を防火管理者に報告するものとする。
- (2) 自主点検員は、建物、火気使用設備器具、電気設備、危険物施設等について別に定める検査票に基づき検査を実施し、その結果を防火管理者に報告するものとする。
- (3) 自主点検の時期は別表2のとおりとする。

( 点検検査結果の記録及び報告 )

第8条 防火管理者は、点検の結果を「防火対象物維持台帳」に記録するとともに、消防用設備等の点検結果については、  
年に1回  
消防署長に報告しなければならない。  
また、不備欠陥を認めたときは、早急にその是正を図る。

### 第3章 火災予防措置

( 防火管理者への連絡事項 )

第9条 次に掲げる事項を行おうとする者は、事前に防火管理者に連絡し、防火管理上必要な指示をうけなければならない。

- (1) 指定場所以外で臨時に火気を使用するとき
- (2) 各種火気使用設備器具を設置または変更するとき
- (3) 改装、模様替え等を行うとき
- (4) その他防火管理上必要な事項

( 従業員の遵守事項 )

第10条   
に勤務するすべての者は、日常業務を通じて各種災害を  
防止するため、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 避難階段、通路、ロビー、ホール等には、避難上支障となる物品を置かないこと。
- (2) 消防用設備等の周辺には、装飾等により、その機能を阻害しないこと。
- (3) 火災を発見した場合は、消防機関（119）に通報するとともに防火管理者に連絡し、第12条に定める自衛消防隊の任務分担により適切な行動をとること。
- (4) 喫煙は、指定した場所で行うこと。

( 火気使用時の遵守事項 )

第11条 火気等を使用する者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 厨房内は、常に整理整頓しておくこと。
- (2) 火気使用設備器具は、使用前および使用後に必ず点検を行い安全を確認すること。
- (3) 工事を行う者は、火気管理について防火管理者の指示をうけること。
- (4) 終了時には吸いがら等を指定場所へ集めること。

( 自衛消防の組織と任務分担 )

第12条 \_\_\_\_\_ の自衛消防組織として \_\_\_\_\_ を

自衛消防隊長とし、自衛消防隊の編成を別表3のとおり指定する。

第13条 自衛消防隊長は、人命安全を確保するため消防用設備等の位置および屋外へ通じる避難経路を明示した避難経路図を作成し、適当な場所に掲示するとともに従業員等すべてに周知徹底しなければならない。

#### 第4章 震災対策

( 震災予防措置 )

第14条 防火管理者および火元責任者は、地震時の災害を予防するため第2章に基づく各施設器具の点検検査に合わせて、次の事項を行うこと。

- (1) 建物、建物に付随する施設物（看板、窓枠、外壁）及び陳列物件の倒壊、転倒落下危険の有無の検査。
- (2) 火気使用設備器具の転倒、落下防止および自動消火装置、燃料等の自動停止装置等についての作動状況の検査。
- (3) 危険物施設における危険物品等の転倒、落下危険物等の有無の検査。

( 地震後の安全措置 )

第15条 各火元責任者は、地震後、建物および火気使用設備器具等の点検を行い、その安全を確認し防火管理者に報告した後使用を開始すること。

( 地震後の活動 )

第16条 地震時の活動は、別表3の任務内容によるほか、次の措置を行う。

- (1) 火災が発生した場合は、全力をあげて消火にあたる。
- (2) 防火管理者は、被害状況を全従業員に把握させるとともに必要な事項を指示するとともに関係防災機関（消防署、市役所等）からの情報を積極的に収集すること。
- (3) 避難場所は \_\_\_\_\_ とし、同場所への避難開始は、防災機関の避難命令又は自衛消防隊長の判断により行うものとする。

#### 第5章 防災教育及び訓練

第17条 防火管理者は、別表4により防災教育および訓練を実施する。

第18条 防火管理者は、自衛消防訓練を実施する場合には、「自衛消防訓練通知書」により  
消防署へ通知するものとする。

附 則

- ・ 防火管理業務の委託は、別紙の内容で に委託する。
- ・ この計画は、平成 年 月 日 から実施する。

別表 1

火元責任者	担当場所	任 務
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・吸いがら及び火気使用設備器具の管理</li> <li>・電気設備器具の安全確認</li> <li>・消防用設備等の管理</li> <li>・避難通路の確保</li> <li>・地震時の出火防止</li> <li>・その他火災予防上必要な事項</li> </ul>

別表 2

(1) 建物等

検査対象	検査実施日 (年2回)	検査員
建築物等		
火気使用設備等		
危険物施設等		
電気設備等		

(2) 消防用設備等の点検

点検対象	点検実施日		点 検 員
	機器点検	総合点検	
消火器			
非常ベル			
自火報			
誘導灯			
避難器具			

別表 3

区 分	氏 名	任 務
自衛消防隊長		隊員を指揮し、避難誘導および火災の拡大防止にあたるとともに火災の状況および逃げ遅れ者の有無の確認に努め、消防隊に報告する。
通報連絡係		<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防機関への通報とその確認</li> <li>・従業員への通報</li> <li>・消防隊の誘導と情報の提供</li> </ul>
初期消火係		<ul style="list-style-type: none"> <li>・消火器等により初期消火活動を行う</li> </ul>
避難誘導係		<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常口の開放と避難誘導</li> <li>・避難後、人員を確認し自衛消防隊長に報告する</li> </ul>

別表 4

区 分	実 施 月 日		備 考
基礎訓練及び部分訓練			
総合訓練及び防災教育			
震 災 対 策 訓 練	上記訓練に準ずるほか、関係機関の訓練に参加する。		

○ 消防用設備等の点検については  
及び整備を実施する。

と点検保守契約を結び点検